

長崎県公立大学法人の共催等名義使用に関する規程

〔 令和 8 年 3 月 2 6 日 〕
規 程 第 1 2 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）及び長崎県立大学（以下「大学」という。）の共催等の名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業 団体又は個人（以下「団体等」という。）が主催する会議、研究会若しくはシンポジウム若しくはセミナー又は競技会その他の催事をいう。
- （2） 共催 法人又は大学以外の団体等が主催する事業の企画、運営等について、法人又は大学が共同して実施するもの（原則として、大学の教職員が職務として運営等に参画するものとする。）をいう。
- （3） 後援 法人又は大学以外の団体等が主催する事業について、法人又は大学がその趣旨に賛同し、名義の使用を認めるものをいう。

（名義）

第 3 条 使用許可を受けることができる名義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 長崎県公立大学法人
- （2） Nagasaki Prefectural University Corporation（大文字表記を含む。）
- （3） 長崎県立大学
- （4） University of Nagasaki（大文字表記を含む。）

（団体等の範囲）

第 4 条 名義の使用許可を受けることができる事業は、主催団体等（その構成員を含む。）が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）と関係を有しておらず、かつ 次の各号のいずれかに該当する団体等が主催するものとする。

- （1） 国若しくは地方公共団体又はこれらが所管する機関
- （2） 前号に掲げる団体の連合体又はこれらに準ずる団体
- （3） 学術団体
- （4） 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人又はこれに準ずる団体を除く。）
- （5） その他の団体で、次のいずれも満たす団体

イ 主催者の存在及び所在地が明確であること。

ロ 規約・会則の定めがあり、団体意思を表明する代表者、団体意思を執行する組織・機構が確立していること。

ハ 堅実な活動実績を有し、事業遂行の意志及び能力が十分にあると認められること。

(6) その他理事長又は学長が適当と認めるもの

(許可基準)

第5条 名義の使用は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許可することができる。

- (1) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められるものであること。
- (2) 教育、学術若しくは文化又は社会貢献に寄与するもので、法人又は大学との関わりが認められ、特定の部局ではなく、法人又は大学として共催及び後援することに意義を有するものであること。
- (3) 法人又は大学の業務遂行に支障を来すおそれがないものであること。
- (4) 事業の開催が、政治的及び宗教的活動につながらない、又はつながるおそれのないこと。
- (5) 営利を主たる目的として行わないものであること。
- (6) 参加料等を徴収するものにあつては、その額が社会通念上適当である等、事業の参加者に対して過度な負担とならないものであること。
- (7) 許可すべきでないと認める特段の事情がないこと。

2 前項の規定に関わらず、理事長又は学長が適当と認める場合は、名義の使用を許可することができる。

(申請及び許可等)

第6条 団体等の代表者等（以下「申請者」という。）は、原則として共催名義の使用を希望する場合は、事業を実施する日の60日前までに、後援名義の使用を希望する場合は、事業を実施する日の20日前までに、長崎県公立大学法人長崎県立大学名義使用申請書（様式第1号）により理事長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可の権限者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号 理事長
- (2) 第3条第1項第3号及び第4号 学長

3 理事長又は学長は、前項に基づく申請を受けたときは、前条に定める許可基準に従い、許可又は不許可を判断する。使用許可を決定した者に対して長崎県公立大学法人長崎県立大学名義使用許可通知書（様式第2号）により、使用不許可を決定した者に対して長崎県公立大学法人長崎県立大学名義使用不許可通知書（様式第3号）により通知する。

4 許可した事業及びこれに伴う行為から生じる損害について、法人又は大学は賠償責任を負わない。

5 理事長又は学長は、名義の使用を許可する場合は、必要に応じ条件を付することができる。

(遵守事項)

第7条 名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可した事業以外に名義を使用しないこと。
- (2) 当該事業計画に変更があった場合は、直ちに大学に届け出ること。
- (3) 当該事業終了後、申請者は一か月以内にその結果について報告書を提出すること。

(許可の取消し)

第8条 申請者で名義を使用した者が第5条に定める許可基準に違反したとき、又は申請内容に虚偽の記載をしたとき、若しくはその他名義の使用が適当でないと認めるときは、理事長又は学長は該当使用の途中であっても許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項の使用許可の取消し、又は中止によって生ずる損害については、大学は、その責を負わないものとする。

(使用期間)

第9条 第6条第2項により許可された名義の使用期間については、許可した日から、当該事業の終了する日までとする。ただし、事業の開催後に、開催状況の報告を新聞紙上等に掲載するような場合は、この限りでない。

(事務)

第10条 本規定に関する事務は、企画広報課及び総務企画課において処理する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

長崎県公立大学法人長崎県立大学名義使用申請書

長崎県公立大学法人理事長 様

団 体 等 名
責任者の職・氏名
電 話 番 号
E - m a i l

下記事業について、名義を使用したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 名義（いずれかを選択すること。）	☐ 長崎県公立大学法人 ☐ Nagasaki Prefectural University Corporation ☐ 長崎県立大学 ☐ University of Nagasaki
2 名称の区分（いずれかを選択すること。）	共催 ・ 後援 ・ その他（ ）
3 事業の名称	
4 開催期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
5 開催場所	
6 他の共催、後援等の団体名（予定可）	
7 法人又は大学の関係者	主たる担当者の職・氏名・役割 （ ） 上記以外の担当者の職・氏名・役割 （ ）
8 事業内容	
9 参加予定人数	人（入場料、参加料等徴収の有無 有 ・ 無 ）
10 備 考	

※ 添付書類 … 定款、会則等団体の概要がわかるもの、事業計画書（収支予算書含む）等

年 月 日

長崎県公立大学法人長崎県立大学名義使用許可通知書

（団体等の責任者） 様

長崎県公立大学法人理事長 又は 長崎県立大学長

年 月 日付けで申請がありました名義の使用について、下記のとおり許可しましたので通知します。

記

1 名 義	
2 名義の区分	
3 事業の名称	
4 開催期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
5 条 件	（例示） (1) 名義の使用は、標記の事業に限るものとする。 (2) 法人又は大学が経費を負担するものではないこと。 (3) 許可した事業及びこれに伴う行為から生じる損害について、法人又は大学は賠償責任を負わないこと。 (4) 大学の施設を使用する場合の施設使用料は、法人又は大学の諸規則の定めるところによる。 (5) 事業終了後、申請者は一か月以内にその結果について報告書を提出すること。
6 そ の 他	（例示） 共催名義の使用が不適切と認める状況が生じた場合は、承認を取り消すことがあります。

年 月 日

長崎県公立大学法人長崎県立大学名義使用不許可通知書

（団体等の責任者） 様

長崎県公立大学法人理事長 又は 長崎県立大学長

年 月 日付けで申請がありました名義の使用について、下記のとおり不許可としましたので通知します。

記

1 事業の名称	
2 理 由	
3 備 考	